

令和2年第1回定例会第2回臨時会議

中之条町議会議録

令和2年5月15日 再開

令和2年5月15日 散会

中之条町議会

令和2年第1回中之条町議会定例会 第2回 臨時会議 会議録 第1日

招集年月日 (会議)	令和2年5月15日							
招集の場所	中之条町役場 議事堂							
再開 日時	再開	令和2年5月15日午後2時00分						
	散会	令和2年5月15日午前3時19分						
応招ならびに 不応招議員 応招 14名 不応招 1名 出席ならび に欠席議員 出席 14名 欠席 1名	議席 番号	氏 名	応招・ 不応招 の別	出席・ 欠席の 別	議席 番号	氏 名	応招・ 不応招 の別	出席・ 欠席の 別
	1番	山田みどり	応招	出席	9番	安原 賢一	応招	出席
	2番	佐藤 力也	〃	〃	10番	小栗 芳雄	〃	〃
	3番	関 美香	〃	〃	11番	福田 弘明	〃	〃
	4番	大場 壯次	〃	〃	12番	剣持 秀喜	〃	〃
	5番	篠原 一美	〃	〃	13番	山本日出男	〃	〃
	6番	富沢 重典	〃	〃	14番	齋藤 祐知	〃	〃
	7番	関 常明	不応招	欠席	15番	山本 隆雄	〃	〃
	8番	唐沢 清治	応招	出席				
会議録署名議員	11番 福田 弘明		12番 剣持 秀喜		13番 山本日出男			
職務のため出席した者の 氏名	事務局長		木暮 浩志		書記		山本 誠	
	議事書記		朝賀 浩		書記		関 侑介	
	議事書記		鈴木 幸一					

地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名	町長	伊能 正夫	農林課長	小池 宏之
	副町長	野村 泰之	花のまちづくり課長	安原 明
	教育長	宮崎 一	建設課長	関 洋太郎
	総務課長	篠原 良春	会計管理者	桑原 正
	企画政策課長	山本 嘉光	上下水道課長	山田 秀樹
	税務課長	町田 岳彦	こども未来課長	倉林 敏明
	住民福祉課長	小板橋 千晶	生涯学習課長	富沢 洋
	保健環境課長	唐澤 伸子	六合振興課長	山本 俊之
	観光商工課長	永井 経行	教習所長	柏瀬 高広
議事日程	別紙のとおり			
会議の経過	別紙のとおり			

(令和2年5月15日午後2時開議)

- 第1 会議録署名議員指名
- 第2 審議期間の決定
- 第3 議案第 1号 令和2年度中之条町役場庁舎耐震改修等工事請負契約の締結について
議案第 2号 中之条町固定資産評価審査委員会条例の一部改正について
- 第4 議案第 3号 中之条町印鑑条例の一部改正について
- 第5 議案第 4号 吾妻環境施設組合の設立について
- 第6 報告第 1号 専決処分の報告について
報告第 2号 専決処分の報告について
報告第 3号 専決処分の報告について
報告第 4号 専決処分の報告について
報告第 5号 専決処分の報告について
- 第7 議第1号議案 中之条町議会の議員の議員報酬の臨時特例に関する条例について



◎ 開議前のあいさつ

○議長(山本隆雄) みなさん、こんにちは。

第1回定例会の再開にあたり、一言ご挨拶申し上げます。

本日、ここに令和2年第1回中之条町議会定例会第2回臨時会議を招集したところ、議員各位には早速ご参集いただき厚くお礼申し上げます。

休会中は、新型コロナウイルス感染症による各種行事の変更、外出の自粛等、感染症拡大防止へ取り組みいただき、ありがとうございました。

全員協議会でお示しした通り、議案の事前提出、質問の事前提出にご協力いただきました。議員・執行部とも、明確で速やかな質疑・答弁に努め、感染防止に配慮した短時間で深い議論がされますようお願いいたします。

新型コロナウイルス感染症対策として、会議において、議員、執行部職員及び議会事務局職員にマスクの着用を許可いたします。マスクを着けたまま、はっきりと発言をされますようお願いいたします。

本日は、議会基本条例に規定する情報公開を進めるため、議会の録画配信試行のため議場内の撮影を行います。インターネットでの配信を予定しています。

傍聴席につきましては、映り込まないよう配慮していますが、傍聴席から身を乗り出したり、大きな声を出されると録画録音される恐れがあります。予めご承知の上、議場内での会話等はお控

えくださるようお願いします。

ここで、諸般の報告を申し上げます。

監査委員から例月出納検査報告書が、町長からは指名競争入札執行報告書が提出されています。それぞれ事務局にありますのでご覧いただきたいと思います。

7番 関常明さんより、忌中のため欠席の申し出がありました。受理しています。

○

◎ 開議（午後2時05分）

○議長(山本隆雄)ただいまの出席議員は14名です。

これより令和2年第1回中之条町議会定例会第2回臨時会議を再開します。直ちに会議を開きます。

○

◎ 会議録署名議員指名

○議長(山本隆雄)日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議規則第125条の規定により、11番 福田弘明さん、12番 剣持秀喜さん、13番 山本日出男さんを指名します。

○

◎ 審議期間の決定

○議長(山本隆雄)日程第2、審議期間の決定について議題とします。

お諮りします。

今臨時会議の審議期間は、本日1日限りとしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

○議長(山本隆雄)異議なしと認めます。

よって、今臨時会議の審議期間は本日1日限りと決定しました。

○

◎ 議案第 1号 令和2年度中之条町役場庁舎耐震改修等工事請負契約の締結について
(提案説明、質疑、採決)

○議長(山本隆雄)日程第3、議案第1号を議題とします。町長から提案理由の説明を求めます。町長

○町長(伊能正夫)みなさん、こんにちは。

大変お世話になっております。

それでは、議案第1号 令和2年度中之条町役場庁舎耐震改修等工事請負契約の締結につきまして提案理由の説明を申し上げます。

中之条町役場庁舎における耐震補強を含む大規模改修工事につきましては、公共施設の総合的かつ計画的な管理により、町財政負担を軽減・平準化する必要性があり、役場庁舎は建て替えではな

く、施設の長寿命化を図り、災害時等の中心施設として、その機能を強化・維持していくために実施するものでございます。

中之条町役場庁舎は、平成24年の耐震診断においてI S O値が0.68であり、倒壊の恐れがない建物ではありますが、防災拠点である施設は、0.75以上が基準となっておりますので、ブレス補強や高架水槽の撤去等を実施いたします。

併せて住民の利便性の向上を図りたいことから、エレベーターを設置する内容となっております。

去る4月24日に入札を執行し、株式会社千島工務店が、1億8,370万円で落札いたしました。

工期につきましては、令和3年3月25日までを予定しております。

よろしく願いいたします。

○議長(山本隆雄)提案理由の説明が終わりました。続いて補足の説明がありましたらお願いします。

総務課長

(議案第1号について、総務課長補足説明)

○議長(山本隆雄)説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。ご質疑願います。

(発言する者なし)

○議長(山本隆雄)別段ないようですので、質疑を終結します。

お諮りします。直ちに採決したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

○議長(山本隆雄)異議ないものと認め、採決に入ります。

この際申し上げます。本日の議案の採決は、起立により行いますが、起立しない議員は、本案に対し反対とみなすことにしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(異議ない場合)

「異議なし」と認め、直ちに採決に入ります。

議案第1号、令和2年度中之条町役場庁舎耐震改修等工事請負契約の締結について採決します。

本案を原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立全員)

○議長(山本隆雄)起立全員であります。

よって、議案第1号は原案のとおり可決されました。

○

◎ 議案第 2号 中之条町固定資産評価審査委員会条例の一部改正について

◎ 議案第 3号 中之条町印鑑条例の一部改正について

(提案説明、質疑、採決)

○議長(山本隆雄)日程第4、議案第2号から第3号を一括議題とします。町長から提案理由の説明を

求めます。町長

- 町長(伊能正夫) それでは、議案第2号 中之条町固定資産評価審査委員会条例の一部改正につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

中之条町固定資産評価審査委員会条例第6条に規定しております、「行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律」の法律名が、「情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律」に改正されたことに伴い、中之条町固定資産評価審査委員会条例の一部を改正するものでございます。

続きまして、議案第3号 中之条町印鑑条例の一部改正について申し上げます。

住民基本台帳法施行令等の一部改正により、また、「成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための 関係法律の整備に関する法律」の施行に伴い、印鑑登録証明事務処理要領の一部が改正されたことによる文言の整備と、氏(うじ)に変更があった者で、住民票に旧(きゅう)氏(うじ)の記録がされている者が印鑑登録をする際に、旧(きゅう)氏(うじ)を表す印鑑の登録を可能にし、併せて、印鑑登録原票に当該旧(きゅう)氏(うじ)を登録、印鑑登録証明書に当該旧(きゅう)氏(うじ)を記載するよう改正するものであります。

また、印鑑登録ができないとされていたもののうち、成年被後見人とあるのを、意思能力を有しない者とするものでございます。

以上申し上げます、議案第2号から議案第3号までの提案説明とさせていただきます。

- 議長(山本隆雄) 提案理由の説明が終わりました。続いて補足の説明がありましたらお願いします。

議案第2号 総務課長

(議案第2号について、補足説明なし)

- 議長(山本隆雄) 第3号、住民福祉課長

(議案第3号について、補足説明なし)

- 議長(山本隆雄) 説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。ご質疑願います。

(発言する者なし)

- 議長(山本隆雄) 別段ないようですので、質疑を終結します。

お諮りします。直ちに採決したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

- 議長(山本隆雄) 異議ないものと認め、ただちに採決に入ります。

採決は個々の議案ごとに行います。

最初に、議案第2号、中之条町固定資産評価審査委員会条例の一部改正について採決します。

本案を原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立全員)

- 議長(山本隆雄) 起立全員であります。

よって、議案第2号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第3号、中之条町印鑑条例の一部改正について採決します。

本案を原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立全員)

○議長(山本隆雄)起立全員であります。

よって、議案第3号は原案のとおり可決されました。

○

◎ 議案第 4号 吾妻環境施設組合の設立について

(提案説明、質疑、採決)

○議長(山本隆雄)日程第5、議案第4号を議題とします。町長から提案理由の説明を求めます。町長

○町長(伊能正夫) それでは、議案第4号 吾妻環境施設組合の設立につきまして提案理由の説明を申し上げます。

現在、吾妻郡内のごみ処理については吾妻東部衛生施設組合、西吾妻環境衛生施設組合、草津町クリーンセンターの3施設で処理を行っております。ごみの排出量は、人口減少やリサイクルの推進等により減少傾向にありますが、焼却施設の老朽化という大きな問題を抱えております。

このようなことから、吾妻郡内各町村が将来のごみ処理対策を効率的に進めるため、「群馬県一般廃棄物処理マスタープラン(県広域化計画)」により、広域処理を前提とした調査研究協議を行った結果、ごみの広域処理を行う方法として、吾妻郡内6町村による一部事務組合を設立することで6町村長が合意をいたしました。

一部事務組合を設立して老朽化した施設を更新し、将来的にごみ処理事業を共同化することにより、安定的かつ効率良くごみ処理を行うことができると考えております。

以上のことから地方自治法第284条第2項の規定に基づき、規約を定めて吾妻環境施設組合を設立しようとするものでございます。

よろしく願いいたします。

○議長(山本隆雄)提案理由の説明が終わりました。続いて補足の説明がありましたらお願いします。

議案第4号 保健環境課長

(議案第4号について、保健環境課長補足説明)

○議長(山本隆雄)説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。ご質疑願います。12番 剣持さん

○12番(剣持秀喜) すいません、町長。事前にちょっと連絡していなかったかも知れないのですけれども。確認を2点だけ。

6カ町村での一部事務組合ということになりまして、今までの東部吾妻の3カ町村と、いわば吾妻広域6カ町村でやっている吾妻広域と同じ規模になるわけですね。全吾妻ということになりま

す。この規約を見ると、東部衛生センターの規約を引き続けているというか、それがベースになっているような感じを受けます。例えばですね、第3章の組合の執行機関のところですね、東吾妻町の町長、或いは副町長というふうに限定されているわけですが、これ、吾妻広域圏になるとたぶん6カ町村の首長の互選であったような気がいたしております。この辺についての議論がですね、吾妻東部の、今までは中之条でしたから、中之条の町長がっていうことだったというふうに認識しているのですけれども。この辺の決め方が、6カ町村になるので、吾妻広域全体の方の規約に準じたほうが、私は個人的に、そっちのほうで行くのかなと思っていたのですけれども。基本的には吾妻東部衛生センターの規約をベースにしているなというふうな感じを受けたものですから、このところの、第3章の執行機関の組織ですね、この部分についてどのような議論がされたのか、特にされなかったのか、その確認が1点。

もう1点はですね、今まで町長と私の中では、東部衛生センターの議会の中で、或いは委員会の中で議論したことがあったストックヤードの関係です。町の議会では、この議論をしたことがなかったと思うので、一番町民がですね、この部分は一番不安に思うところだと思いますので、今もし決まっているのであれば決まっている範囲内で、決まっていなければ町長がこういうふうにしたという意気込みを聞かせていただければいいのですけれども。要するに、町民に現状よりも負担がかからないというところですね。ストックヤードは遠くならない。今の東部吾妻衛生センターのところはストックヤードになるのであれば、まあ、決まっていればいいのですけれど、説明していただきたい。決まっていなければ、是非そこにしたんだという町長の意気込みがあれば聞かせていただいたり。また負担の金額ですね、各家庭のごみ袋の料金が変わるだとか、収集の日程が、間隔があいて町民に負担がかかるとか、いわゆるいろんな意味での町民の負担は今までと変わらないんだというところが一番町民は心配するのかなと思うので、そのあたりについて、その2点、確認をさせていただきたいと思います。

○議長（山本隆雄）町長

○町長（伊能正夫）まず、組織の関係でございますけれども、今吾妻東部衛生施設組合も施設がある町村長が管理者、そして副町長が副管理者ということになります。

今度は、設置が予定されております東吾妻町がその任を担うということになるわけでございます。ですから、そういった形になるかなというふうに思いますけれども、今回設立する組合につきましては、この事務を推進するというのが大きな仕事でございます。これから、今言われたようにストックヤードの問題、収集の問題、そういったものは今後組合が設立されて、それに向けていろいろ協議していくということでございますけれども、この組合の喫緊の問題、それはその土地の候補は決まっておりますけれども、その土地は今国の土地でございます。こういったものをどういうふうに入れるか、そういったことを、まず実施をするということでございまして、ストックヤードとか、収集とか、そういった問題につきましては、もう少し具体的に詰めた段階で検討する

ということでございます。そして、ストックヤード。剣持議員から何回か、地域が遠くならないようにということで、地元に残さないかというお話をいただきました。私もできればそういうふうにしたいたというふうに思っておりますけれども、今回のひとつの目的は経費を節減するということでございます。ですから、あまり今までの施設を残したままでやると広域化した意味も少し薄れるということもありますので、でも、町として主張するところはしっかりと主張させていただき、住民の方が不利にならないような検討もしてまいりたいというふうに思っております。これが最後ではなくて、いろいろと検討させていただきますので、これから皆さんのお知恵をいただければというふうに思っております。

どうぞよろしく願いいたします。

○議長（山本隆雄）12番 剣持さん

○12番（剣持秀喜）では、町民の不利益にならないように、全力での交渉等々をよろしく願いします。

○議長（山本隆雄）他にございませんか。

（発言する者なし）

○議長（山本隆雄）別段ないようですので、質疑を終結します。

お諮りします。直ちに採決したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声）

○議長（山本隆雄）異議なしと認め、直ちに採決に入ります。

議案第4号、吾妻環境施設組合の設立について採決します。

本案を原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立全員）

○議長（山本隆雄）起立全員であります。

よって、議案第4号は原案のとおり可決されました。

○

◎報告第1号 専決処分の報告について

◎報告第2号 専決処分の報告について

◎報告第3号 専決処分の報告について

◎報告第4号 専決処分の報告について

◎報告第5号 専決処分の報告について

（報告、質疑）

○議長（山本隆雄）続いて日程第6、報告第1号から第5号を一括議題とします。

町長から報告を求めます。町長

○町長（伊能正夫）それでは、報告第1号 専決処分の報告について申し上げます。

令和元年度一般会計補正予算（第8号）につきましては、議会の議決により指定された事項につきまして、地方自治法第180条第1項の規定に基づき、3月31日に専決処分させていただきましたので、同条第2項の規定により報告するものでございます。

専決処分の内容でございますが、歳入歳出それぞれ3,977万円を減額し、予算の総額を113億5,770万円といたすものであります。

繰越明許費につきましては、事業の進捗状況によりまして、2つの事業を追加し、額の確定見込み等により変更をさせていただきました。

地方債につきましても、額の確定により補正をさせていただいたものであります。

歳入では、地方譲与税、各交付金、国県支出金におきまして、交付額の確定に伴い補正額を計上させていただきました。

繰入金につきましては、歳出の実績に応じて財政調整基金繰入金を減額とし、地方債につきましても額の確定により補正をさせていただきました。

歳出では、2款 総務費で、財政調整基金積立金の増額とふるさと納税事業の実績により減額補正をさせていただきました。

3款 民生費では、福祉医療費につきましては、事業費確定により減額させていただいたものでございます。

以上、要点を申し上げ 報告第1号の説明とさせていただきます。

続きまして、報告第2号 専決処分の報告について申し上げます。

令和2年度一般会計補正予算（第1号）につきましても、議会の議決により指定された事項であります、災害その他応急に必要となる事項に関する歳入歳出予算の補正につきまして、地方自治法第180条第1項の規定に基づき、4月30日に専決処分をさせていただきましたので、同条第2項の規定により報告させていただくものでございます。

専決処分の内容でございますが、新型コロナウイルス感染症に対する緊急経済対策等を盛り込んだもので、歳入歳出それぞれ19億7,548万円を追加し、予算の総額を122億848万円といたすものでございます。

歳入では、国の補正予算に基づく国庫補助金に加え、町の単独事業への対応として、財政調整基金からの繰入金を見込ませていただきました。

歳出では、2款 総務費で、国民一人に10万円を支給する「特別定額給付金」の支給及び地域商品券の交付に要する費用を計上いたしました。地域商品券につきましては、中之条町内での消費活動を活発化するとともに、家計の負担を減らすため、町独自事業として全町民を対象に1万円分をお配りし、更に中学生以下の住民につきましては1万円分を加算するものであります。

3款 民生費では、児童手当受給対象者に1万円を追加する「子育て世帯への臨時特別給付金」に係る費用を計上しております。

4款 衛生費では、65歳以上の方や妊婦、人工透析患者へマスクを配付するとともに、施設の消毒等感染症対策に係る費用を見込んでおります。

7款 商工費では、事業者への資金繰り対策補助金や持続化給付金、緊急経済対策補助金の支給に要する費用を計上いたしました。中之条町持続化給付金事業では、感染症拡大により大きな影響を受けている事業者に対して、事業の継続を下支えし、再起の糧としていただくため、国よりも支給対象を広げ、事業を実施するものであります。

加えて、中之条町持続化給付金対象者のうち、宿泊業・飲食業・サービス業・リネンサプライ業につきましては、上下水道料の2カ月分を減免するものとし、各特別会計や企業会計への操出金及び補助金を計上しております。

保育所・幼稚園・小学校・中学校の各児童生徒さん達にマスクを配付するため、3款 民生費の児童福祉費や10款 教育費においてその費用を計上させていただきました。

以上申し上げ 報告第2号の説明とさせていただきます。

続きまして、報告第3号 専決処分の報告について申し上げます。

令和2年度税制改正に係る、地方税法等の一部を改正する法律が、令和2年3月31日に公布されたことに伴い、中之条町税条例及び都市計画税条例の一部改正を地方自治法第180条第1項の規定により専決処分をしたので、同法第2項の規定により報告致します。

町税条例につきましては、固定資産税の使用者を所有者とみなすことができる規定及び、現所有者に必要な事項を申告させることができる規定の新設が主な内容でございます。その他につきましても、地方税法及び地方税法附則の改正に伴う項ズレや年号の変更でございます。

また、都市計画税条例につきましても、同じく改正に伴う項ズレや年号の変更が、主な内容でございます。

続きまして、国民健康保険税の改正内容は、国民健康保険税の基礎課税額と介護納付金課税額の課税限度額並びに、軽減対象となる世帯の所得基準額の引き上げ、また、附則において、低未利用土地等に係る長期譲渡所得の課税の特例を加えるものでございます。

施行日は、本年4月1日、ただし、附則第4項及び第5項につきましては、令和3年1月1日となります。

なお、本条例につきましては、去る2月25日に国民健康保険運営協議会を開催し、ご審議をいただいておりますことを申し添えさせていただきます。

以上申し上げ 報告第3号の説明とさせていただきます。

続きまして、報告第4号 専決処分の報告でございますが、物損事故の和解について専決処分をさせて頂いたものであります。

去る令和2年4月13日10時30分頃、関東いすゞ自動車株渋谷支店内におきまして、車両点検のため後進して駐車しようとした際、駐車してあった相手車両の左側サイドミラーと接触し破損させた

もので、相手方に3,003円の賠償金を支払い和解したものでございます。

続きまして、報告第5号 専決処分報告でございますが、こちらにつきましても物損事故の和解について専決処分をさせて頂いたものであります。

去る令和2年1月28日8時40分頃、四万温泉河川敷駐車場におきまして除雪作業中、操作を誤りガードレールに接触した際、ガードレールが外れ、駐車していた相手車両の後部バンパーを破損させたもので、相手方に7万5,570円の賠償金を支払い和解したものでございます。

以上でございます。よろしくお願ひいたします。

○議長（山本隆雄）続いて、補足の説明がありましたら、お願ひします。

報告第1号から第5号、総務課長

（報告第1号、第2号について、総務課長補足説明）

○議長（山本隆雄）報告第3号、税務課長

（報告第3号について、補足説明なし）

○議長（山本隆雄）同じく報告第3号、住民福祉課長

（報告第3号について、住民福祉課長補足説明）

○議長（山本隆雄）報告第4号、第5号、総務課長

（報告第4号、第5号について、補足説明なし）

○議長（山本隆雄）説明が終わりましたので、質疑に入ります。ご質疑願ひます。2番 佐藤さん

○2番（佐藤力也）ただ今専決処分報告にございました、報告第2号専決処分の報告というところで、令和2年度中之条町一般会計補正予算（第1号）第1条2の歳出部分においてですけれども、4款衛生費、1項保健衛生費、2目予防費の補正額393万円とございます。節で区分すると、10節需用費358万円、12節委託料35万円とあり、説明を見ますと新型コロナウイルス感染症対策事業費における消耗品費と、施設等消毒業務委託料となっております。消耗品費というところでの358万円の詳細の説明をお願いしたいと思っております。例えば、マスクを何枚購入し、それが誰に渡ったのか、それともこれから渡る予定なのかというところ、そして、それが新規に購入したものか、それともこれから購入する予定のものかということも合わせまして、ご答弁お願ひできればと思っております。また、12節委託料35万円についても、業務の委託先とその内訳等をご説明願ひできればお願ひいたします。

最後になりますが、上記の消耗品費と施設等消毒業務委託料というところですが、コロナ対策ということで今回予算をあげられたと思うのですが、消耗品費というところでございますので、それが今年度いっぱい予定なのか、それが消耗された時点で、また新たな補正を組んで進めていくところなのかということも含めて、今後の町のお考えもお願ひいたします。以上です。

○議長（山本隆雄）町長

○町長（伊能正夫）これにつきましては、保健環境課長からお答えをさせていただきます。

○議長（山本隆雄）保健環境課長

○保健環境課長（唐澤伸子）議員ご質問の需用費の内訳について説明をさせていただきます。この需用費の大きなウエイトを占めるものがマスクの費用になります。サイージカルマスク、50円定価のものを5万枚、税込みで275万円。アルコール等の消毒液につきましては、用途別にはなりますが、合計で100リットル分、20万円。それから、飛沫防止用ゴーグルを300個、非接触型体温計などの物品で43万円。また、使い捨て手袋等の消耗品で20万円ということが内訳になっております。

次に、マスクの配布場所や対象者についてですが、今現在の配布済みの部分や予定を含めて説明をさせていただきますと、吾妻郡医師会に5,000枚、吾妻広域消防に2,000枚、介護福祉施設に2,300枚、教育委員会に8,000枚、65歳以上の住民へ3万500枚、妊婦・透析患者さんへ800枚、また、小学校へ布マスクを660枚配布をさせていただき予定のものも含まれております。

今後も状況を見ながら、随時、必要なところにマスク等の配布をしていきたいというふうに考えております。

また、今回補正予算をお願いしました消耗品につきましては、従来の新型インフルエンザ対策用の備蓄品より先に、随時、配布・使用をさせていただいております。また、今回、購入をこの後させていただき予定の物品につきましては、今までの状況を鑑み、これからの配布や使用を予定している数量と、また、今後の備蓄にも備えた数量をお願いをしているところでございます。

次に、12節の委託料35万円について説明をさせていただきます。この予算は町有施設で感染者が発生した場合、その施設の消毒につきましては町が実施することになります。現在感染者は発生しておりませんが、万が一に備えて概算で予算を計上させていただいているものですので、お願いいたします。使用する物資ですね、消毒物品等は含めた金額となっております。

また、最後の質問で、今後いつまでこのような状態が続くか分かりませんが、今後の対応についてのお考えをお聞かせくださいという質問に対してでございますが、議員がおっしゃる通り、今回の補正はですね、現段階での対応に伴う予算としてあげさせていただいております。今後この感染症対策が長期に渡り実施していく状況になれば、予算も含め対策を検討し、対応していかなければならないと考えております。国、県との情報の共有や対策についても連携し、対応していきたいと考えておりますので、今後ともご協力をお願い申し上げて説明とさせていただきます。

○議長（山本隆雄）2番 佐藤さん

○2番（佐藤力也）ただ今の説明の中にもございましたが、今後ということで、これからのですね、特に公衆トイレ等の消毒に関わる従事者の感染症対策というところで、町には、これからの迅速で柔軟な対応をお願いし、質問を終わりたいと思います。ありがとうございました。

○議長（山本隆雄）他にございませんか。3番 関さん

○3番（関 美香）報告第2号 専決処分の報告の令和2年度一般会計補正予算の中の新型コロナウイルス感染症対策、地域商品券交付事業についてお伺いしたいと思います。まず、地域における消費活動の

喚起、そして休校に伴う家計負担の軽減を目的とした地域商品券の発行は、新型コロナウイルス感染症対策、感染症に対する経済対策として大変ありがたい取り組みであると感じております。中之条町の地域商品券の交付についての中で、先日、国の特別給付金の申請書の中に、中之条町の地域商品券の交付についての説明が一緒に入っていたのですけれども、その中にこう書かれているんですね。「商品券は全店共通券、飲食券及び協同組合中之条町サービス会発行商品券です。全店共通券、飲食券のご利用店舗は、従来通りの制度を活用させていただき、取扱店にはポスターの掲示をお願いしていますが、掲示のない店舗もございますので、企画政策課までお問い合わせください。また、協同組合中之条町サービス会発行商品券のご利用店舗一覧は、後日発送の商品券と一緒に同封いたします。」とあるのですけれども。全店共通券と飲食券の方も、是非ですね、利用可能な店舗にはポスターが提示してある。で、提示していない店舗もあるので、企画政策課まで問い合わせしてほしいと書いてあるのですけれども、できれば、利用できる店舗を各戸に、こちらの同じ、協同組合中之条町サービス会のサービス券と同じように、各戸に配布していただけないかなと思うのですがいかがでしょうか。

○議長（山本隆雄）町長

○町長（伊能正夫）これについては、企画政策課長からお答えをさせていただきます。

○議長（山本隆雄）企画政策課長

○企画政策課長（山本嘉光）関議員の質問にお答えいたします。

本来であれば取扱店ですね、一覧等あって、世帯のほうへ配布できればですね、大変いいとは思っております。そのことも承知はしておりますが、今回緊急事態ということでの対応でございます。一刻も早く停滞する町の循環を目途に施策を講じてございますので、今回このようなちょっと不備はあるのですけれども、是非ご理解をいただきたいというふうに思います。

よろしく願いいたします。

○議長（山本隆雄）3番 関さん

○3番（関 美香）私が思うに、地域商品券を一人でも多くの人を使って、町の経済が上向きになるよう、細やかな対応をお願いしたいと思うのですが、やはり、課長の答弁にあったように、緊急を要するということで理解したいと思うのですが、この商品券というのはいつまで使えるのですか。

○議長（山本隆雄）企画政策課長

○企画政策課長（山本嘉光）今回の商品券につきましては、令和2年11月30日までが有効期限となっております。

よろしく願いいたします。

○議長（山本隆雄）3番 関さん

○3番（関 美香）11月までということなので、緊急を要することで今回はということだったのですけれども、長い目で見て、できれば対応を、やはりきめ細やかな対応をしていただきたいと思います

すので、その辺ご検討を、どうぞよろしく願いいたします。

関連になるのですけれども、飲食店のお持ち帰りの情報が、観光協会のウェブサイトに掲載をされてはいますが、これについても紙ベースで全戸配布をすべきと考えますが、いかがでしょうか。

○議長（山本隆雄）町長

○町長（伊能正夫）これについては、観光商工課長からお答えをさせていただきます。

○議長（山本隆雄）観光商工課長

○観光商工課長（永井経行）全戸配布の関係について、観光協会に確認をさせていただきましたので、お答えをいたします。全戸配布をすることによってSNSを利用されない方にも広く周知が可能であるということは、承知はしておるとのことでありました。しかしながら、この飲食店お持ち帰り情報については、準備期間がなくスタートした企画でありまして、完成品ではなく、参加店舗やメニュー等が随時新しい内容に更新されますので、紙ベースでの全戸配布を控えているとのことでありました。

よろしく願いいたします。

○議長（山本隆雄）3番 関さん

○3番（関 美香）本当に、今回のコロナの関係で、本当に飲食店は大変な思いをされていると思います。その飲食店を町全体で、やっぱり盛り上げていくことが大切であると思いますので、今の課長答弁を聞いて承知はいたしましたけれども、是非、こちらについても検討をお願いしたいと思いますので、よろしく願いいたします。以上です。

○議長（山本隆雄）他にございませんか。12番 剣持さん

○12番（剣持秀喜）町長、2点ほどお伺いいたします。

先ず、1点はですね、町独自の様々な支援策等々についてはですね、大変喜ばれているような声もですね、間接的にも直接的にもですね、伺っております。ただそんな中で、今話にもありましたけれども、4月30日に専決処分をされていると。今日その報告があったわけですが、やはり、他の自治体でもですね、臨時会を開いて、議会の議決を得て執行しているわけでございます。やっぱり、あの、議会軽視だとかそういうことではなくて、町執行部と議会が真に両輪になって、この難局を乗り越えていこうというようなところから、だというふうに私は認識しています。たぶん町長はですね、一日でも早く町民へ、或いは町事業者に支援の手を差し伸べたい、まあ、そんな思いだったというのは、当然、容易に察しはしておりますけれども、やはり、通年議会をひいている中之条町議会では、その通年議会制ということも十分認識をしていただいて、両輪として、皆でこの難局を乗り越えようという形を作るべきだったなというふうに、私は思います。是非、今後ですね、このようなことがあっては困るのですけれども、やはり、中之条町は執行部も議会も一緒になって取り組むんだと。さらに、県内唯一、通年議会制をひいているのですから、すぐにでもですね、議会を開ける状態にあるわけで、これ、あの、3.11とかですね、いつ地震が起こるとか、或いは道路

が寸断されているとかですね、庁舎が危ないとか、そういったときは、当然専決で、もちろん結構だと思えますけれども、今回は自粛中で家にいる方が多かったわけですから、すぐにでも招集できたはずなので、是非、そういうふうをお願いしたいというふうに思うのですけれども、町長いかがでしょうか。

○議長（山本隆雄）町長

○町長（伊能正夫）まず、経済対策についてお褒めをいただきましてありがとうございます。これにつきましては、各種団体の方から陳情がございました。そして、課長会の中でも、自分の課でできる支援はどういうものがあるかということで、課長会議で叩きました。そして、最終的には私の裁量でこの提案をさせていただいたということでございます。群馬県の政策の中でも、恐らく経済対策まで踏み込んだ支援は、ほかにはあまり無いのかなというふうに思っておりまして、職員の知恵、そういったものを集積したものがこの補正内容ということでございます。私の思いは、今、一番困っているところ、そこにピンポイントでもいいから、すぐお金を支給したい。そして、税金とか、支払いを免除、猶予する。そういったことを、スピードを持ってやるということで、このような施策を考えさせていただいたわけでございます。是非、町民の方に活用していただいて、早く元気になっていただきたい、そういった思いでございます。

そして、専決処分の関係でございますけれども、臨時議会を開いて、議員の皆さんの意見を交えた中で決定すべきだということでございます。それは、もっともな話しだというふうに思っているところでございますが、国の議決の問題を見ましても、4月30日に参議院が通って予算が可決したということでございます。そして、その当日で専決処分をさせていただいたということでございます。本来ですと通年議会でありますので、いつでも招集ができるということでございますけれども、国の予算の決定が、30日ということが事前に分かったわけではございませんで、流れの中でそういったことになったわけでございます。前の日、衆議院を通りましたので、恐らく参議院も通るなというふうに思っておりまして、30日の日に委員長以上の方にお集まりをいただき、町の施策についてお話をさせていただきました。そこで決定とか、意見を聞くということではございませんけれども、町の方針についてお話をさせていただきました。その時に、議員さんの中から専決処分ではなくて、臨時議会に対応すべきだというお話も、確かにいただきました。しかし、今回は本当に、緊急性ということを重視をさせていただき、スピードを重視をさせていただきたいというふうに思って専決処分をさせていただきました。今まで、施策を各課課長が、報告がございましたけれども、30日に専決処分をさせていただき、その次が1日、2日から6日までが連休ということでございますけれども、その間にいろいろ施策、通知、そういったものを職員に纏めていただきました。その間に新聞に掲載されましたので、いろいろな問い合わせがくるだろうということで、連休中も職員に待機をしていただき、対応していただいたということで、その連休中にいろいろの事務を進めて、7日の日に封筒の中に、それぞれの、マスクも含めて、封入をさせていただき、8日、9日には、恐らく、

各家庭に到着したのだらうというふうに思っております。そして、今、報告がありましたように、持続化給付金とか、10万円のものとか、そういったものをですね、もう、すぐ払えるような状況になっているということでございまして。一日でも早い支給を望んでいる町民に対して、今回専決処分ということで、皆さんにお諮りすることなく、専決処分させていただいたということでございます。本当に、今回は急だと、もう災害だというふうな思いでやらせていただきました。本来ですと、臨時会を開いてということは、原則だというふうに思いますので、その辺は頭の中に入れて、今後は望んでいきたいというふうに思っております。

○議長（山本隆雄）12番 剣持さん

○12番（剣持秀喜）是非、そのようにお願いしたいと思えます。

もう1点、確認をさせていただきたいのですけれども。四万温泉協会、沢渡温泉組合、六合温泉郷組合、これ、あの、年間の予算の中で運営費補助金をたくさんいただいている団体でありまして、そこにも今回の影響を受けて、また補助していただいたわけでございます。大変、地元の組合長も喜んでおりました。そこでですね、今回そこへ商工会が入っていなかったんですね。その代わりに飲食店組合が入っていたと。飲食関係は、今回特に、影響を受けている業界のひとつですから、これはこれで大変よかったなというふうに思っています。ただ、その、商工会を飛び越えてやったことが、他のですね、飲食店以外の業界については、じゃあどうするのだらうというふうに、私、個人的に心配しているところなのですけれども。商工会に支給を、年間の運営費補助金団体であるところへ出して、そこから、また出るのであればよかったと思うのですけれども、そうでなくて、飛び越えて、ピンポイントで、困っているであろう業界に出したということだと思えますけれども、そのあたりについて、他の業界からの要望や、或いは計画等がありましたら、お聞かせいただきたいと思えます。

○議長（山本隆雄）町長

○町長（伊能正夫）これにつきましては、先ほど申し上げたとおりでございますけれども、金額とすると四万温泉協会が600万円、他のところは60万円という数字でございますけれども、これは、年間の運営費の割合によって算出をさせていただいたわけでございます。その中で、商工会がないということでございますけれども、商工会についても考慮中にはありました。しかし、商工会そのものが、所得が落ちているということではございませんので、今回はピンポイントで、すぐ効果が出る場所に支援をしたいということで、温泉協会、それと飲食店組合、ここについてピンポイントで協力をさせていただいたということでございます。今のところ、これについて私のほうに、私の団体も是非という話はなっておりません。また、商工会につきましては、本当にいろいろな職種の方が入っているということでございますけれども、それについては、商品券であったり、また、中之条町の所得が落ちこちたところの10万円、20万円の事業継続の補助金、そういったものを充てさせていただくということでございます。

ご理解をいただきたいと思います。

○議長（山本隆雄）12番 剣持さん

○12番（剣持秀喜）最後に1点ですね。今日、出先にちょっと電話がありましてですね、「国からの10万円はいつ振り込んでもらえるんだい」なんていうふうな連絡がありました。その方は、月末には口座からいろいろなものが引き落とされるので、いつ頃になるんだろうと。もう書類は発送してあるらしいのですけれども、役場のほうにですね。で、給付金、一人10万円というものが、町の方からは町民へいつ入金される予定なのかをお聞かせいただきたいと思います。

○議長（山本隆雄）総務課長

○総務課長（篠原良春）ただ今、事務を進めておりまして、支出の方の関係のシステムがですね、来週早々に仕上がります。そのあとすぐに入力等いたしまして、早いところでは来週中にはできればというふうに考えております。当初は、今月中にできればいいなという予測でいたわけですけれども、今回につきましては、テスト等実施しないですね、その情報をすぐに入力しますので、不備がある方につきましては多少遅れてしまいますけれども、早い方については来週中の入金を目指したいと思っています。

○議長（山本隆雄）他にございませんか。1番 山田さん

○1番（山田みどり）質問の申告はしていなかったのですけれども、町長にちょっとお話しをしたいと思います。地域商品券交付事業についてなんですけれども。中学生以下には、1万円の追加で給付をするということだったのですが、お子さんをお持ちの方、3月から、もう3カ月間の学校休校ということで、それにかかる費用というのが、食費だけではなくて、お家にいるということで、光熱費も含め、それから学童など、そういった経費がとにかくかかっていると。「できれば、商品券もありがたいけれども、現金給付ありがたいな」という声を、ちょっとお聞きしたものですから、そういったところの給付は、今後検討があるのか、ちょっとお聞きしたいと思います。

○議長（山本隆雄）町長

○町長（伊能正夫）商品券の関係でございまして、今回、中学生以下、一人について商品券1万円分ということでさせていただきました。これは、家庭の支援と同時に町の経済を潤す、循環させるという2つの意味がございまして、商品券を使わせていただいたわけがございまして。現金ですと、どうしても貯金の中に入ってしまうという部分があります。今回の10万円もそうではありますけれども、大いに皆さん使っていただく、そうでないとこの趣旨が生かされないというふうに思っております。そういう面からは、商品券であれば、6カ月の有効期限しかありませんので、すぐ使っていただけるということ、そういった2つの要素があつて、これを選定をさせていただいたということでございまして、ご理解をいただきたいと思います。

○議長（山本隆雄）他にございませんか。

（発言する者なし）

○議長（山本隆雄）別段ないようですので、報告を終わります。

ここで議案の配布を行います。

（事務局員により、議案配布）

○

◎ 議第1号議案 中之条町議会の議員の議員報酬の臨時特例に関する条例について
（提案説明、質疑、採決）

○議長（山本隆雄）日程第7、議第1号議案を議題とします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

議会運営委員長 福田弘明さん、ご登壇願います。11番 福田さん

○11番（福田弘明）議長から発言の許可いただきましたので、議第1号議案 中之条町議会の議員の議員報酬の臨時特例に関する条例制定について、提案理由を申し上げます。

現在、全世界で猛威を振るっている新型コロナウイルス感染症について、議員自らも感染予防、感染拡大防止に向けてそれぞれ取り組んでいます。日頃の感染予防のためのマスクの入手も困難で、高額の負担となっています。また、地域の経済活動の状況を見ると、町の主要産業である観光業を中心とした多くの産業においても収入が減少し、大変な状況にあります。

議員は、自ら生活困窮者や医療関係者に手を差し伸べることが出来ません。議員は、行政の取り組みを見守り、必要となる予算措置や条例の迅速な審議と議決によりバックアップを行うことでもあります。

提案する条例は、議員報酬の一部を削減するものです。金額の根拠は、国が一律に支給する給付金10万円に相当する金額以上になるよう減額の率、期間を検討し、6月の報酬を50%削減することとしました。

削減により生み出した金額に、使用目的を定めることはできませんが、議会議員が報酬減額を決意し、町を支えていく姿勢を十分考慮すべきと考えます。行政には速やかで、より手厚い支援を求めるものです。

議員各位のご理解をいただき、ご議決を賜りますようお願い申し上げまして、提案理由の説明とさせていただきます。

○議長（山本隆雄）提案理由の説明が終わりました。これより質疑に入ります。ご質疑願います。

（発言する者なし）

○議長（山本隆雄）別段ないようですので、質疑を終結します。

お諮りします。直ちに採決したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声）

○議長（山本隆雄）異議ないものと認め、採決に入ります。

議第1号議案 中之条町議会の議員の議員報酬の臨時特例に関する条例について採決します。

本案を原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立全員)

○議長(山本隆雄)起立全員であります。

よって、議第1号議案は可決されました。

○

◎散会

○議長(山本隆雄)以上で、本日予定しました日程は全て終了しました。

これをもって、令和2年第1回中之条町議会定例会第2回臨時会議を散会します。

大変ご苦労さまでした。

(散会 午後3時19分)

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

中之条町議会議長 山本 隆雄

中之条町議会議員 福田 弘明

中之条町議会議員 剣持 秀喜

中之条町議会議員 山本 日出男